

議案第 3 号

我孫子市集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

我孫子市集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

令和 9 年 3 月 3 1 日をもって湖北台市民センターを閉館すること、布佐南近隣センターのテニスコートに係る夜間利用の開始時期を 5 月に繰り上げること及び条文を整備するため提案するものです。

我孫子市集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 我孫子市集会施設の設置及び管理に関する条例（昭和51年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第 8 条関係）

1 市民センター使用料

湖北台市民センター

区分	午前	午後	夜間
	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時
略	略	略	略

2 近隣センター使用料

(1) 布佐南近隣センター

区分	午前	午後	夜間
	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時
略	略	略	略

区分	午前	午前	午後	午後	夜間
	1	2	1	2	
	午前 9 時～午前 11 時	午前 11 時～午後 1 時	午後 1 時～午後 3 時	午後 3 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 7 時 (<u>5</u> 月～ <u>8</u> 月に限る。)
テニスコート	略	略	略	略	略

改正前

別表（第 8 条関係）

1 市民センター使用料

湖北台市民センター

時間	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時
施設	略	略	略

2 近隣センター使用料

(1) 布佐南近隣センター

時間	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時
施設	略	略	略

時間	午前 9 時～午前 11 時	午前 11 時～午後 1 時	午後 1 時～午後 3 時	午後 3 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 7 時 (<u>6</u> 月～ <u>8</u> 月に限る。)
施設	略	略	略	略	略

(2) 天王台北近隣センター

区分	午前	午後	夜間
	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
略	略	略	略

(3) 根戸近隣センター

区分	午前	午後	夜間
	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
略	略	略	略

(4) 新木近隣センター

区分	午前	午後	夜間
	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
略	略	略	略

(5) 湖北台近隣センター

ア 施設使用料

区分	午前	午後	夜間
	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
略	略	略	略

イ 設備使用料

略

(6) 久寺家近隣センター

(2) 天王台北近隣センター

時間	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
施設			
略	略	略	略

(3) 根戸近隣センター

時間	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
施設			
略	略	略	略

(4) 新木近隣センター

時間	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
施設			
略	略	略	略

(5) 湖北台近隣センター

ア 施設使用料

時間	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
施設			
略	略	略	略

イ 設備使用料

略

(6) 久寺家近隣センター

<u>区分</u>	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>
	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
略	略	略	略

(7) 近隣センターこもれび

ア 施設使用料

<u>区分</u>	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>
	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
略	略	略	略

イ 設備使用料

略

(8) 我孫子南近隣センター

<u>区分</u>	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>
	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
略	略	略	略

(9) 近隣センターふさの風

ア 施設使用料

<u>区分</u>	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>
	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
略	略	略	略

イ 設備使用料

<u>時間</u>	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
<u>施設</u>	略	略	略

(7) 近隣センターこもれび

ア 施設使用料

<u>時間</u>	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
<u>施設</u>	略	略	略

イ 設備使用料

略

(8) 我孫子南近隣センター

<u>時間</u>	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
<u>施設</u>	略	略	略

(9) 近隣センターふさの風

ア 施設使用料

<u>時間</u>	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
<u>施設</u>	略	略	略

イ 設備使用料

略

(10) 我孫子北近隣センター並木
本館

区分	午前	午後	夜間
	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
略	略	略	略

(11) 我孫子北近隣センターつく
し野館

区分	午前	午後	夜間
	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
略	略	略	略

略

(10) 我孫子北近隣センター並木
本館

時間 施設	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
略	略	略	略

(11) 我孫子北近隣センターつく
し野館

時間 施設	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時
略	略	略	略

第 2 条 我孫子市集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように
改正する。

改正後	改正前										
(設置) 第 2 条 本市は、市民の福祉増進を図 るため、次のとおり集会施設を設置 する。	(設置) 第 2 条 本市は、市民の福祉増進を図 るため、次のとおり集会施設を設置 する。										
<table><tr><th>名 称</th><th>所在地</th></tr><tr><td>我孫子市布佐 南近隣センタ</td><td>我孫子市布佐平和 台 4 丁目 1 番 30 号</td></tr></table>	名 称	所在地	我孫子市布佐 南近隣センタ	我孫子市布佐平和 台 4 丁目 1 番 30 号	<table><tr><th>名 称</th><th>所在地</th></tr><tr><td><u>我孫子市湖北</u> <u>台市民センタ</u> <u>ー</u></td><td><u>我孫子市湖北台 3</u> <u>丁目 1 番 1 号</u></td></tr><tr><td>我孫子市布佐 南近隣センタ</td><td>我孫子市布佐平和 台 4 丁目 1 番 30 号</td></tr></table>	名 称	所在地	<u>我孫子市湖北</u> <u>台市民センタ</u> <u>ー</u>	<u>我孫子市湖北台 3</u> <u>丁目 1 番 1 号</u>	我孫子市布佐 南近隣センタ	我孫子市布佐平和 台 4 丁目 1 番 30 号
名 称	所在地										
我孫子市布佐 南近隣センタ	我孫子市布佐平和 台 4 丁目 1 番 30 号										
名 称	所在地										
<u>我孫子市湖北</u> <u>台市民センタ</u> <u>ー</u>	<u>我孫子市湖北台 3</u> <u>丁目 1 番 1 号</u>										
我孫子市布佐 南近隣センタ	我孫子市布佐平和 台 4 丁目 1 番 30 号										

一	
略	略

別表（第8条関係）

1 布佐南近隣センター

略

2 天王台北近隣センター

略

3 根戸近隣センター

略

4 新木近隣センター

略

5 湖北台近隣センター

(1) 施設使用料

一	
略	略

別表（第8条関係）

1 市民センター使用料

湖北台市民センター

<u>区分</u>	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>
	<u>午前 9 時～正午</u>	<u>午後 1 時～午後 5 時</u>	<u>午後 6 時～午後 9 時</u>
<u>会議室</u>	<u>510円</u>	<u>700円</u>	<u>510円</u>
<u>1</u>			
<u>会議室</u>			
<u>2</u>			
<u>会議室</u>			
<u>3</u>			
<u>会議室</u>	<u>630円</u>	<u>860円</u>	<u>630円</u>
<u>4</u>			

2 近隣センター使用料

(1) 布佐南近隣センター

略

(2) 天王台北近隣センター

略

(3) 根戸近隣センター

略

(4) 新木近隣センター

略

(5) 湖北台近隣センター

ア 施設使用料

略	略
<u>(2) 設備使用料</u>	<u>イ 設備使用料</u>
略	略
<u>6 久寺家近隣センター</u>	<u>(6) 久寺家近隣センター</u>
略	略
<u>7 近隣センターこもれび</u>	<u>(7) 近隣センターこもれび</u>
<u>(1) 施設使用料</u>	<u>ア 施設使用料</u>
略	略
<u>(2) 設備使用料</u>	<u>イ 設備使用料</u>
略	略
<u>8 我孫子南近隣センター</u>	<u>(8) 我孫子南近隣センター</u>
略	略
<u>9 近隣センターふさの風</u>	<u>(9) 近隣センターふさの風</u>
<u>(1) 施設使用料</u>	<u>ア 施設使用料</u>
略	略
<u>(2) 設備使用料</u>	<u>イ 設備使用料</u>
略	略
<u>10 我孫子北近隣センター並木本館</u>	<u>(10) 我孫子北近隣センター並木本館</u>
略	略
<u>11 我孫子北近隣センターつくし野館</u>	<u>(11) 我孫子北近隣センターつくし野館</u>
略	略

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。